

地域で学ぶ幼児児童生徒への相談支援

～「地域支援センター 目の相談室 のびのび」の取り組み～

福島県立視覚支援学校 教諭 高橋 英之

1 はじめに

福島県は、北海道、岩手県に次いで全国3番目の面積であり、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきという、7つの生活圏が存在する。県北地区の福島市、県中地区の郡山市、いわき地区のいわき市の3市は人口30万人都市であり、人口の偏りは少なく、それぞれの生活圏で多くの人々が暮らしている。それゆえ、視覚障がいのある方々の多くもそれぞれの市町村で暮らしているのが現状である。本県では、視覚障がい教育を専門とする特別支援学校は、福島市（県北）の本校のみであることから、各地区においての視覚障がい教育に関する相談は、本校に集約されることとなる。本発表では、本校に設置された「地域支援センター 目の相談室 のびのび」による、福島県における視覚障がい幼児児童生徒への相談支援について報告する。

2 第6次福島県総合教育計画について

(1) 策定の経緯

福島県教育委員会は、昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、7次にわたる長期総合教育計画を策定し、福島県における教育行政の効率的かつ効果的な推進を図ってきた。本発表で紹介する取組の根拠となっている第6次福島県総合教育計画は、平成22年度から平成26年度を計画期間としていたが、平成23年に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う影響などにより教育を取り巻く様々な状況が大きく変化したことから、平成24年に改定を行い、平成25年度から令和2年度までの8か年計画とした。令和3年度より第7次総合教育計画に移行する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、これまた教育を取り巻く状況が大きく変化したことから延期となり、令和3年度までは第6次総合教育計画のもと教育活動に当たった。

(2) 基本理念と特別支援教育に関する主要施策

第6次福島県総合教育計画の基本理念は、「“ふくしま”の和で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」であり、特別支援教育に関する主要施策では、「障がいのある子どもたちが地域で共に学び共に生きる教育を推進する」としている。これにより、本県では、「共に学ぶ」理念のもと、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶための環境づくりを推進してきた。このような中で、障がいのある子どもたちにできる限り生活している地域で教育を受けさせたいと望む保護者が増加する傾向がみられている。

(3) 頑張る学校応援プラン

「頑張る学校応援プラン」とは、第6次福島県総合教育計画の後半4年間の取り組みを加速させるべく、教育政策の骨太の方向性と必要な主要施策を厳選して打ち出したものである。未

来を担う子どもたちのために頑張る学校・教職員を、県教育委員会が家庭・地域と一体となって、チーム福島で応援するプランであり、学校現場や市町村と共に推進してきた。特別支援教育に関しては、「学びのセーフティネットの構築」という施策があげられ、その中で、「特別支援教育の環境の充実」として、地域支援センター及び地域支援アドバイザーを活用した切れ目のない支援体制を構築し、合理的配慮の充実を図りインクルーシブ教育の一層の推進を目指した。

3 「地域支援センター 目の相談室 のびのび」について

(1) 設置までの経緯

福島県では、平成 30 年度より県立特別支援学校 23 校に「地域支援センター」を位置付け、センター的機能として地域支援を進めてきた。本校では、平成 12 年度にそれまでの「就学相談部」を「教育相談部」に、平成 15 年度には「教育相談支援部」に、翌 16 年度に「教育相談支援室」とし、平成 29 年度まで相談支援を行ってきた。併せて、地域支援アドバイザー（令和 2 年度までは教育支援アドバイザーの名称）を配置し、令和 3 年度には県内 10 校に 10 名のアドバイザーが任命され、市町村における教育委員会と福祉部局の連携を図るための調整及びコーディネートを行いながら、校内の相談支援業務にも当たっている。

(2) 地域支援センターの構成

本校地域支援センターは、校長をセンター長とし、主任、副主任がおかれている。令和 4 年度の構成メンバーは、校長、小学部 1 名（主任）、中学部 1 名、高等部 4 名（うち 1 名副主任）、寄宿舍指導員 2 名、地域支援アドバイザー 1 名となっている。主として業務を行っているのは以上のメンバーであるが、運営に当たっては全職員で対応することとなっている。

(3) 地域支援センターが設置されてからの相談支援件数

平成 30 年度から令和 3 年度までの相談支援延べ件数（表 1）と、地区ごとの実件数（表 2）は次の通りである。令和 2 年度からは新型コロナウイルス感染症の流行により数か月間相談を中止した期間が生じたため減少傾向にあるが、県内全地区への相談支援を行っていることが分かる。

（表 1） 本校の相談支援件数（延べ件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ件数	256	389	354	302
乳幼児	51	126	125	106
小学生	13	9	8	6
中学生	6	9	0	1
高校生	0	2	3	1
成人	15	22	4	4
保護者	95	158	174	138
教員	55	51	20	28
その他	21	16	20	18

(表2) 地区ごとの相談支援件数(実件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県北地区	12	16	10	13
県中地区	16	15	13	13
県南地区	4	4	4	3
会津地区	7	8	2	1
南会津地区	2	2	2	2
相双地区	4	4	3	4
いわき地区	7	7	2	5

(4) 地域支援センターの取り組み

ア 来校相談

本校では、随時来校相談(電話相談、オンライン相談含む)を行っている。近年の主な相談内容は次の通りである。

- ・視機能評価に関する事
- ・点字導入指導に関する事
- ・単眼鏡の選定と指導に関する事
- ・学校や幼稚園等における環境整備に関する事
- ・見え方に配慮したかわりに関する事
- ・遊びと発達に関する事
- ・就学先に関する事
- ・理療科等の進路に関する事

本校は県北地区に該当する福島市に位置するため、車で片道1時間程度までの相談者(県北、県中、相双等)であれば来校されることが多いが、それ以上となると電話相談や訪問相談の利用率が高くなる。オンライン相談については、令和2年度に1件、令和3年度に4件の申し込みがあり、家庭や学校の環境、玩具や教材、視距離などを確認することで、電話よりも詳しく相談を実施することができた。また、担当者の顔を見せられたことで相談者の不安が軽減され、継続した相談に発展することもできた。

イ 乳幼児教室「のびのび教室」

本校では、昭和49年度より定期的な就学前教室を開設し、令和4年度現在は週3回の開催としている。利用者のほとんどが地域の幼稚園・保育所等に在籍しており、1回の利用者は1~3家族程度となっている。平成30年度からの教室利用実績は次の通りである。

(表3) 主として遊びを通じた発達支援を行っており、身体全体を使って運動できること、手指の運動機能を引き出せること、視覚の活用を引き出せることをねらって教材・教具を整備している。

また、保護者同士の交流、幼児や児童同士の交流を目的に、年に1回の親子交流会と、年に5回程度の保護者勉強会を開催している。

実施後のアンケートからは、「同じ境遇の保護者と接することができてよかった」という感想が多く寄せられた。本県のように広い地区に点在する視覚障がい児とその保護者にとっては、「同じ立場に立って共感し合える場」の設定は重要なことであると考えている。

(表3) のびのび教室利用実績(実件数)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成30年度	6	0	0	2	2	2	12
令和元年度	1	6	0	1	3	3	14
令和2年度	0	0	5	0	1	4	10
令和3年度	0	1	0	5	2	3	11

ウ サテライト教室的相談会「のびのびサポートクラブ」

本相談会は、平成26年度から、視覚に障がいのある0歳から成人までの本人とその関係者(保護者、教員等)を対象にスタートした。年に2、3回、1件につき60分から90分程度、本校の教員が出向き、教育センターや合同庁舎会議室を会場に、サテライト教室的相談会を実施している。令和4年度現在は5地区(県北、県中・県南、いわき、会津・南会津、相双)で実施している。平成30年度からの利用実績は(表4)の通りである。本相談会が認知されるとともに相談件数も増えたが、次に紹介する「切れ目のない支援体制整備事業」での依頼が増加したことや新型コロナウイルス感染症が流行したことによる中止が相次ぎ、令和元年度以降はやや減少傾向にある。

(表4) のびのびサポートクラブ利用件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実件数	17	13	8	11
延べ件数	23	20	11	15

エ 切れ目のない支援体制整備事業

「切れ目のない支援体制整備事業」とは、地域で共に学び、共に生きる教育の推進のため、平成30年度から令和4年度までを期間とした、福島県の「未来へつなぐ子育て教育充実事業」の小事業である。乳幼児期から学校卒業まで、各市町村における関係機関との連携強化を図ることで、切れ目のない支援と学びを引継ぎ、子どもや保護者を支える体制の整備・充実を図ることを目標としている。具体的には、地域支援センター・地域支援アドバイザーが、教育事務所、特別支援教育センターとチームを組んで、幼稚園、保育所、学校等への訪問相談支援や研修支援を行っている。申し込みは個人ではなく学校等が行い、申込先は各地区教育事務所である。よって相談主訴も、対象幼児児童生徒への直接指導よりも教員等担当者への支援が多くなっている。この事業により、遠方のため本校に来校できない学校等に対して

も、本校の教員が直接相談支援を行えるようになった。年々事業が浸透し、令和3年度には多くの小学校から繰り返し依頼を受けることが増えた。平成30年度から令和3年度までの本事業の相談件数（表5）は以下の通りである。

（表5） 「切れ目のない支援体制整備事業」による訪問相談件数（延べ件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園・保育所等	0	2	4	2
小学校	6	2	3	13
中学校	4	1	0	0
その他	1 （特別支援学校）	4 （高等学校、教育委員会）	1 （施設）	2 （教育委員会、社会福祉協議会）

※小学校、中学校は義務教育学校を含む。

4 地域で学ぶ幼児児童生徒への相談支援

「切れ目のない支援体制整備事業」における訪問相談支援から、特に成果を感じられた小学校への相談支援事例を紹介する。

依頼主 公立小学校（県中地区）
 主 訴 次年度入学見込みの2名の弱視児童に対する教育的配慮と校内環境整備について相談したい。

（1）相談開始までの経緯

対象児Aは令和2年度に本校の教育相談（サポートクラブ）を受けており、本校担当教員は保護者、市教育委員会とのつながりがあった。就学に向け、年長に進級したタイミング（令和3年度）で学区の小学校に「切れ目のない支援体制整備事業」を紹介したところ、依頼を受け訪問相談が始まった。

対象児Bは、他県からの転入を機に、令和3年8月、保護者からの電話により相談が開始された。偶然Aと同じ学区であったことから、市教委と小学校へつなぎ、訪問相談を実施した。

（2）相談の経過

ア 第1回 令和3年6月 「対象児Aの見え方についての情報共有」

参加者 小学校長、副校長、主幹教諭（特別支援教育コーディネーター）、市教育委員会担当者、保護者、本校地域支援センター主任

＜支援のポイント＞

- ・対象児の見え方と教育的配慮について担当者間で共有した。
- ・小学校で準備していくこと（書見台の購入、拡大読書器の検討、学級編成や座席の配慮）、

保護者が準備していくこと（眼科への定期通院、単眼鏡とルーペの購入）、視覚支援学校が準備していくこと（眼科と連携した単眼鏡とルーペの選定、使用文字サイズの選定、月1回程度の来校相談における単眼鏡とルーペの指導）を明らかにした。

イ 第2回 令和3年10月 「対象児Bの見え方についての情報共有」

参加者 小学校長、副校長、主幹教諭（特別支援教育コーディネーター）、保護者、
本校地域支援センター主任

<支援のポイント>

- ・対象児の見え方と教育的配慮について担当者間で共有した。
- ・小学校で準備していくこと（書見台の購入、学級編成や座席の配慮、支援教員の確保）、保護者が準備していくこと（眼科への定期通院と、主治医から学校生活における配慮事項に関する聞き取り）、視覚支援学校が準備していくこと（使用文字サイズの選定、見え方に応じた配慮事項の検討）を明らかにした。

ウ 第3回 令和4年3月 「対象児Aの合理的配慮に関する合意形成」

参加者 小学校長、主幹教諭（特別支援教育コーディネーター）、在籍保育園長、
保育園担任、本人、保護者、本校地域支援センター主任

<支援のポイント>

- ・医学的な見え方だけでなく、本児を個として支援していくために、在籍保育園に参加を依頼し、園での様子の引継ぎを行った。
- ・小学校で検討された「合理的配慮」（単眼鏡とルーペの使用、書見台の使用、場面に応じたiPadの使用、場面に応じたカーテンの使用、最前列の席）について保護者と合意形成を図った。
- ・本校地域支援センターから教育的配慮について説明した。
（ア）単眼鏡の使用を習慣づけるために授業前に準備させること。
（イ）書見台は常時ではなく長時間の読み書きの際に使用すること。
（ウ）近づけば見えるという特性を理解し、他児と異なる対応をすること。
（エ）屋外（照度が高まる環境）での移動時に配慮すること。
（オ）見やすい環境を準備すること（合理的配慮）と、自分の力で補助具を使用して解決する力を育てること（自立活動）の両方の観点で指導を進めること。

エ 第4回 令和4年3月 「対象児Bの合理的配慮に関する合意形成」

参加者 小学校長、主幹教諭（特別支援教育コーディネーター）、在籍保育園主任保育士、
本人、保護者、本校地域支援センター主任

<支援のポイント>

- ・医学的な見え方だけでなく、本児を個として支援していくために、在籍保育園に参加を依頼し、園での様子の引継ぎを行った。
- ・小学校で検討された「合理的配慮」（眼鏡と保護ゴーグルの使用、書見台の使用、移動時の安全の確保、前から2列目までの席）について保護者と合意形成を図った。
- ・本校地域支援センターから教育的配慮について説明した。

- (ア) 移動時や運動時に、頭部への衝撃に配慮すること。
- (イ) 医療と連携し、見え方の変化に気をつけること。
- (ウ) 書見台を活用すること。
- (エ) 見やすい環境を準備すること（合理的配慮）と、眼鏡等の使用に慣れたり危険な場面に自ら気付いたりできる力を育てること（自立活動）の両方の観点で指導を進めること。

オ 第5回 令和4年5月 「無事入学！担任との情報交換」

参加者 小学校長、主幹教諭（特別支援教育コーディネーター）、担任、
特別支援教育支援員、本校地域支援センター主任

<支援のポイント>

- ・支援教員の支援の加減について、合理的配慮と自立活動の観点から、望ましい支援のあり方を相談し、共有した。
- ・書見台や iPad について、使用させることが逆に学習の妨げになる場面もあることを確認し、具体的な使用場面について相談した。
- ・単眼鏡とルーペの具体的な使用場面について相談した。

カ 第6回 令和4年7月 「2名の授業時の配慮事項について」

参加者 小学校長、主幹教諭（特別支援教育コーディネーター）、担任、
本校地域支援センター主任、副主任

<支援のポイント>

- ・体育「ドッジボール」でボールを持った相手に近づいた弱視児童は、当てられないよう相手から距離を取るといった思考ができなかったわけではなく、良く見えて取りやすい位置を考えて移動したのかもしれない。見え方に起因する心理や行動を理解し、「思考・判断」の観点では正しく評価していくよう助言した。
- ・遮光眼鏡を使用することにより逆に見えにくそうにする様子があり、来校相談時に見え方を確認することにした。

(3) 今後の展望

これらの訪問相談の間にも、本人に対する視機能評価（遠見視力、近見視力、最大視認力、MNREAD-JK）、単眼鏡とルーペの選定と指導、保護者の不安や悩みに対しての相談、小学校との電話やメールによる相談を繰り返し行った。そしてその相談内容については、保護者、小学校双方の合意のもと、本校が間に入って情報を共有した。後半には主治医と本校担当教員が直接やりとりすることもでき、保護者、就学先の小学校、主治医、視覚支援学校が頻繁に連絡を取り合って就学までたどり着くことができた。

相談は個人情報保護の観点から各関係機関同士のやりとりには慎重になることが多いが、今回の事例では、各関係者が情報の開示を求め、進展があるごとに連絡し合い、意見交換を図りながら進められたことに価値を感じている。また、入学後に訪問して実際の授業を参観すると、電話等では気付かなかった新たな課題を発見することにつながり、定期的に訪問相談を実施する必要性を強く感じた。今後も、3か月に1回程度の頻度で訪問相談を実施することで双方が

合意している。

5 考察

(1) 相談支援の成果

近年、眼科医からの紹介により、乳幼児の新規相談が増加傾向にある。特に、小学校就学に向けて、年中、年長段階での新規相談が多い。学区の小学校や市町村教育委員会との早期相談よりも先に本校の相談を利用するケースが多かったため、適切な見え方の評価や、就学の場の選択肢について保護者に説明し、市町村教育委員会へつなぐことができた。多くの市町村教育委員会の担当者とも顔がつながり、円滑に連携することができたと感じている。

先に紹介した、「切れ目のない支援体制整備事業」による相談支援事例では、困り感が生じてからの相談ではなく、困り感を未然に防ぐために相談でき、支援が就学後も途切れず、継続して連携できていることに成果を感じている。目的を達成すると相談支援が途切れてしまい、再び問題が発生した時に再度依頼を受けるケースも見受けられる。しかし、この小学校とは、「問題を未然に防ぐことができるよう、心配事があってもなくても相談支援を実施し、共に児童の成長を見守りましょう」と合意を図ることができている。教育事務所ともその成果を共有できしており、別件の相談の際も、この事例の成果に近づけるよう戦略を練っている。在籍する幼稚園・保育所等への支援はもちろん必要であるが、就学前最後の1年に限っては、幼稚園・保育所等よりも、むしろ市町村教育委員会や就学先となる小学校へ働きかけ、そこが中心となって関係機関が連携することができるようコーディネートしていくことが望ましいと考えている。

(2) 課題

ア 遠隔地の相談の充実

課題としては、県面積が広く、遠方の相談に限られることである。訪問相談体制が整えられ、一部地区では上記の通り成果を感じているが、遠方であればあるほど、移動時間、予算を理由に相談支援回数が少なくなってしまうのも事実である。

イ 継続した相談支援

成功事例はあるものの、すべての学校がうまくいっているとは言い切れない。そのため、どの学校にも継続して相談支援を実施していくことが必要と感じている。ただし、教育相談は相手が主体であるため、こちらから押しかけるようなものではない。充実した相談支援を実施できている、学校が変わる、窓口となっていた教員が変わる、担任が変わるなどをきっかけに、支援が途切れてしまうことも少なくないと感じている。

(3) 課題に対する取組

ア 各地区教育事務所指導主事との連携

県面積が広く、訪問相談時の移動距離が長いことに対する取り組みとして、各地区の教育事務所指導主事との連携を深めている。本校の教員が足を運べるのは年1回だとしても、各地区の指導主事はさらに数回足を運んだり、市町村教育委員会との連携をしたりしている。そこで、指導主事が訪問する際に本校担当者と事前に電話やメールで打ち合わせを行うことで、視覚障がい教育に関する視点について整理するという取り組みを一部の地区で実施した。

教育事務所指導主事が依頼主の学校に訪問し、オンラインで本校担当者となつなく相談も実施しており、幼児児童生徒の視距離や教室環境を把握する上で役立った。多忙な教育事務所指導主事と連携していくことは簡単なことではないが、見えにくさのある幼児児童生徒への相談支援の必要性を発信し続けながら、今後も持続して連携できる方法を探っていきたい。

イ 各校のキーパーソンとの連携

繰り返し相談支援の依頼を受けた学校等とは、各校のキーパーソンとの連携があった。それが担任であったり養護教諭であったり特別支援教育コーディネーターであったり管理職であったりすることは様々だったが、大切なのは、担当者間で気軽に連絡を取り合えることであった。相談専用携帯電話、メールを使用して担当者同士すぐにつながることができるのは連携を深めやすかった。やりとりの頻度が多くなると、相手が今何を必要としているのかを「読み取る」ことができるようになり、状況に応じた適度な支援を提案し、「続きはまた次回に」と言える関係を築くことができた。

6 おわりに

今日、インクルーシブ教育が普及し、地域で学ぶ幼児児童生徒が増えてきた。しかし当然のごとく、視覚支援学校が必要とされないわけではない。見え方に応じた適切な教育を受けることが、視覚に障がいのある幼児児童生徒の可能性を伸長することは、まぎれもない事実である。学びの場が多様になるほど、その条件下、環境下において何ができるのか、何をすることが最善かを見極めて選択するという、新たな専門性が必要となってきた。そのためには、人的にも物的にも特別支援学校とは異なる、通常の幼稚園・保育所等での保育、小学校、中学校、高等学校での教育の現状を知らなければならない。そこで頑張る幼児児童生徒と先生方の気持ちに寄り添えなくてはならない。そして、信頼を得られる人間性を高めなければならない。視覚支援学校の幼児児童生徒数は減少傾向にあるものの、教育相談はこれまでと同様、むしろそれ以上に責務が大きくなっていると感じる。

令和3年12月に第7次福島県総合教育計画が策定され、新たなスタートをきった。施策の一つ「学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌をつくる」において、これからも地域で学ぶ幼児児童生徒を支える取り組みは続いていく。それぞれの場所で、一人一人が大切にされる社会を築くため、福島県立視覚支援学校地域支援センターは、これからも全県下における相談支援に邁進していく。